

徳島県外国人材受入環境整備事業補助金事務局運営業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要項

徳島県（以下、「県」という。）は、徳島県外国人材受入環境整備事業補助金事務局運営業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 業務概要

（１）業務名

徳島県外国人材受入環境整備事業補助金事務局運営業務

（２）業務目的

物価高が長期化する中、県内の中小企業者等が実施する外国人材の適正な受入れや定着に向けた取組を推進するため、国の「重点支援地方交付金」を活用した「徳島県外国人材受入環境整備事業補助金」を交付するにあたり、申請書類の受付や形式審査、問合せ対応等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

（３）業務内容

別紙「仕様書」のとおり

（４）委託期間

契約締結の日から令和９年３月１２日（金）まで

2 委託費の上限額

５，０００千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- （１）徳島県内に本店、本部又は支店、支部等を有していること。
- （２）提案事項を的確に遂行できる能力を有する者。
- （３）効率的なデータ管理および、県への迅速な共有体制を構築できること。
- （４）法人及びその代表者が次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団をいう、以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

エ 会社更生法（昭和１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平

- 成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- オ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号) 第 3 条又は第 8 条第 1 項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- カ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
- a 成年被後見人又は被保佐人
 - b 破産者で復権を得ない者
 - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から 2 年を経過しない者
- ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者
- (5) 共同事業体(以下「JV」という。)の参加申込みについては、次に掲げる要件を全て満たすこと。共同事業体を結成する場合は、代表となる企業を 1 社定め、代表企業は本業務の遂行及び管理について全責任を負うものとする。
- ア 共同事業体の代表企業又は構成企業のいずれかが、上記 3 (1) 及び (3) を満たす者であること。
- イ 全ての構成企業が上記 3 (2) 及び (4) に掲げる要件を全て満たす者であること。

4 企画提案書等の作成及び提出方法等

(1) 提出書類及び部数

次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書(様式第 1 号又は第 1-2 号) 1 部
- ② 誓約書(様式第 2 号) 1 部
- ③ 提案者の概要等(様式第 3 号) 1 部
- ④ 企画提案書(様式第 4 号) 正本 1 部、副本 4 部
- ⑤ 見積書(任意様式) 正本 1 部、副本 4 部
- ⑥ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1 部(発行後 3 ヶ月以内のもの、写し不可)
- ⑦ 直近の決算書又はこれに類する書類(確定申告書の写し等) 1 部
- ⑧ 共同企業体協定書兼委任状(様式第 6 号) 1 部※ JV 参加の場合のみ

(2) 提出期限

○参加申込書の提出

本プロポーザルに参加(企画提案書を提出)する場合は、令和 8 年 7 月 27 日(月) 17 時【必着】までに、「参加申込書(様式第 1 号)」(JV を結成してプロポー

ザルに参加する場合、「様式第1号」に代えて「様式第1－2号」を提出すること。

○企画提案書等の提出

令和8年7月31日（金）17時【必着】までに、4（1）②～⑧に記載する書類等を提出すること。なお、郵送により提出する場合も同様とする。

（3）提出方法

持参又は郵送により、期限までに「9 問合せ先及び各種書類の提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

（4）提出に関する留意点

- ① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものととする。
- ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合には、原則として、当該書類を無効とする。
 - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
 - イ 虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑩ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

5 質問の受付

（1）受付期間

令和8年7月9日（木）から同年7月21日（火）17時まで

（2）受付方法

電子メールにより、「9 問合せ先及び各種書類の提出先」宛てに質問書（様式第5号）を提出すること。なお、電話により着信を確認すること。

(3) 回答方法

参加申込者に対し、電子メールにより回答を送付する。

6 委託候補者の選定

委託候補者の選定は、県が設置する「審査委員会」における総合的な評価を踏まえて決定する。

7 選定のスケジュール（予定）

令和8年7月 9日（木）	募集開始
7月21日（火） 17時	質問受付締切
7月27日（月） 17時	参加申込締切
7月31日（金） 17時	企画提案書の提出締切
8月 5日（水）（予定）	審査委員会
8月 7日（金）（予定）	結果通知・契約締結・業務開始

8 契約の方法

- (1) 契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と委託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。
- (2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

9 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島県生活環境部労働雇用政策課 雇用促進戦略担当

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2348

FAX 088-621-2852

E-mail roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp